

姫路市条例第 32 号

平成25年 6月24日

姫路市長 石見利勝

姫路市長等政治倫理条例を公布する。

### 姫路市長等政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の政治倫理基準を定めるとともに、市民による調査請求の制度等を設けることにより、市長等の政治倫理の確立を期し、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を有することを自覚するとともに、市民の信頼に値する倫理性を保持することに努めなければならない。

2 市民は、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、市長等に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市が行う売買、貸借、請負その他の契約等に関し、特定のものに有利又は不利な取扱いをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(5) 職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならないこと。

2 市長等は、自らの行為が前項各号に規定する政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実に疑惑の解明に努めるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

（市民による調査の請求）

第4条 市長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において本市の選挙人名簿に登録されている者をいう。以下「有権者」という。）は、市長等が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、有権者の総数の50分の1（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により告示された数とする。）以上の者の連署をもって、その代表者（以下「調査請求代表者」という。）から、これを疑うに足りる事実を証する資料（以下「添付資料」という。）を添付した調査請求書を市長に提出し、姫路市政治倫理審査会（次条に規定する姫路市政治倫理審査会をいい、同条を除き、以下「審査会」という。）が調査を行うよう市長に請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、当該調査の請求が行われる日前1か月以内に行われたものでなければならない。

2 市長は、調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、前項の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）をした者及び調査請求代表者が本市の選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。

3 市長は、調査請求が第1項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、当該調査請求に係る審査会の調査を求めないことを決定し、理由を付して、その旨を調査請求代表者に通知するものとする。

4 市長は、調査請求が第1項に規定する要件を満たしていると認めたときは、その旨を調査請求代表者に通知するとともに、調査請求書及び添付資料の写しを審査会に直ちに提出し、その調査を求めなければならない。

5 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、これを市長に提出しなければな

らない。

- 6 市長は、前項の規定による調査報告書の提出を受けたときは、速やかにその写しを調査請求代表者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(姫路市政治倫理審査会の設置)

- 第5条 市長等の政治倫理基準違反に係る疑義に関する調査その他の処理を行うため、姫路市政治倫理審査会を置く。

(審査会の組織)

- 第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が委嘱する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の職務)

- 第7条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この条例の規定に基づき市長から求められた調査を行い、その結果を市長に報告すること。

- (2) この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項につき調査し、又は意見を述べること。

- 2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他必要な調査を行うことができる。

(調査に対する市長等の協力義務)

第8条 市長等は、審査会の要求があるときは、調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席し、説明をしなければならない。

(弁明の機会の付与)

第9条 市長等は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

2 市長等は、審査会が調査報告書を市長に提出するまでの間は、審査会に対し、書面により弁明をすることができる。

3 前2項に定める場合のほか、審査会は、調査の結果、市長等の行為が政治倫理基準に違反している旨を指摘する調査報告書を作成しようとするときは、あらかじめ、市長等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(信頼回復のための措置)

第10条 市長等は、審査会の調査報告書において、市長等の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、当該報告を尊重し、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 第4条第1項の規定は、施行日以後に行われた市長等の行為について適用する。

(審査会の委員の任期の特例)

3 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第6条第3項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。